

急速に高度化・複雑化する通信網に 対応した安全管理体制の実現に向けて

— 安全管理体制の強化と電気通信主任技術者の役割 —

総務省 総合通信基盤局電気通信事業部 電気通信技術システム課
課長補佐 川崎 光博

ICTの進展に伴い、その基盤となるネットワーク環境は、絶えず変化を続けております。ここ数年を見ても、LTEなどの普及により、携帯電話などの移動通信も高速なインターネットに接続できるようになり、いつでも、どこでも、インターネットを活用した多様なサービスやビジネスが展開できる時代になりました。駅や電車で多くの人がスマートフォンを眺めている様は、ライフスタイルさえ変わったような感もあります。一方、通信インフラを提供する電気通信事業者側も、急速に変化する技術やサービスに常に対応することが求められ、既存の回線交換網と進化を続けるIP網など、全く異なる技術の管理や、日々登場する様々な通信制御方式への対処など、絶えず新たな技術や課題への対応が求められております。

1 電気通信事業者の安全・信頼性対策の見直し

急速な通信技術やサービスの変化は、従来の電気通信回線設備の管理では対応できない事象も引き起しております。一例をあげると上位層で提供される通信サービスに起因する急激な需要変動等が電気通信事業者側で想定できず、通信設備の容量が追いつかないことによる事故や、複雑化する技術に対応し設備管理が専門化・細分化したことにより、一担当・一部門だけでは復旧できず長時間に及ぶ事故など、近年、連携体制の不備に起因する重大事故が頻発しました。こうした状況を踏まえ総務省では、安全・信頼性対策の抜本的な見直しを行うため、昨年6月に電気通信事業法の改正を

行い、本年4月より施行することとなりました。ここでは、新たに強化される電気通信事業者の安全・信頼性対策を中心に説明します。

(1)「管理規程」の実効性の確保

これまで、回線を設置する電気通信事業者には、事故防止の取組みを含む事業用電気通信設備の「管理規程」を自ら作成し、総務大臣に届出をする義務を課してまいりました。しかし、従来の管理規程では、設備管理の専門化・細分化が進む中で、設備毎など縦割りに管理される傾向にあり、設備全体を把握することが難しく、今日の多様化したネットワークにおいて、設備間の誤

管理規程に追加される主な事項

設備管理の「方針」に関する事項

- 設備管理の基本的な方針に関する事項
 - 「管理規程」の遵守に関する事項
- 等

設備管理の「体制」に関する事項

- 経営責任者の責務に関する事項
- 電気通信主任技術者等の設備の管理をする者の職務及び組織体制に関する事項

設備管理の「方法」に関する事項

- 設計容量に関する基本的考え方に関する事項
 - ソフトウェア開発における信頼性確保のための取組に関する事項
 - 適切なデータ設定のための取組に関する事項
- 等